

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における

移行支援体制について

2023/8/30 デジタル庁 地方業務システム基盤チーム

標準化リエゾンの設置①

- 標準化基本方針に基づく移行支援期間において、各自治体の進捗状況及び課題の把握が重要である。
- 標準化リエゾンは、デジタル庁及び総務省が実施する自治体支援の技術的観点からの橋渡しを担う。

【設置の目的】

- 自治体の進捗状況や課題を継続的に確認し、移行困難自治体へのFace to Faceな支援に繋げる役割を担う。

【設置の経緯】

- 令和4年度末に、基本的に標準化対象の20業務に係る標準仕様書等が出揃ったところ。
- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」では、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」と位置付けている。
- また、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度末までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うこととしている。
- 移行支援期間においては、標準化に取り組む市区町村の進捗状況や課題のきめ細かい把握等が必要であることから、それら市区町村の広域調整を担う都道府県の役割が一層重要である。

標準化リエゾンの設置②

- 標準化リエゾンとして各都道府県につき原則1名を配置。全国を8つの地区に分けてブロックを設置する。
- 各ブロックの標準化リエゾン担当者の中から、原則として、ブロック幹事1名を選任する。

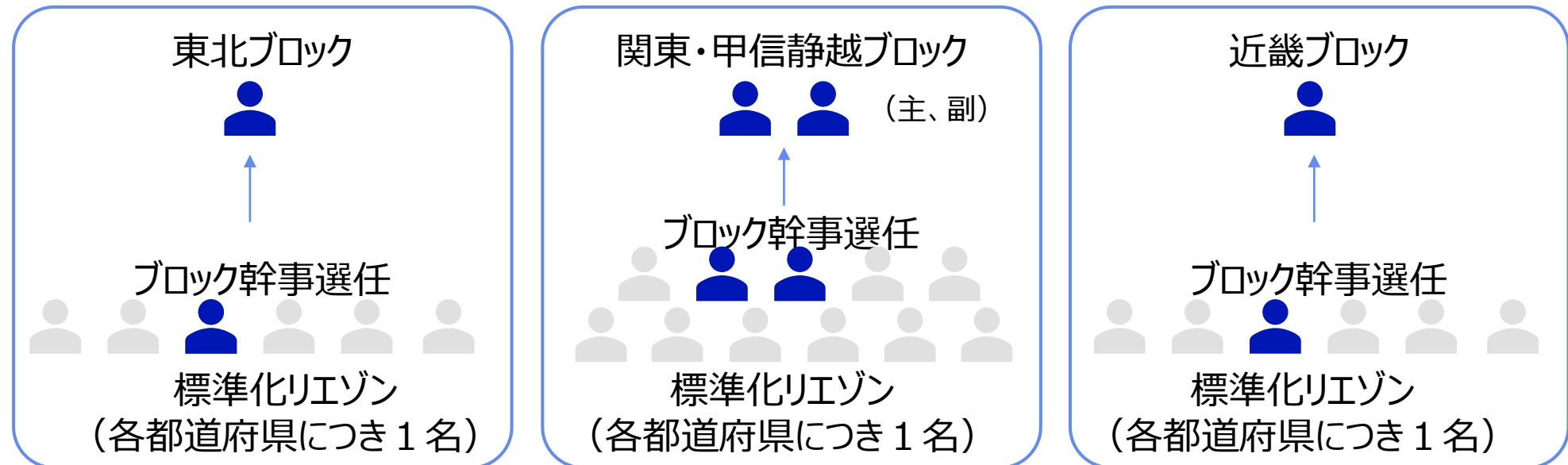
【標準化リエゾン体制】

都道府県から当庁に派遣されている職員らにより、標準化リエゾンを構成する。

標準化リエゾン構成員は47都道府県に割り振りし、各都道府県からデジタル庁への相談窓口を担う。

また、全国を8つの地区に分けてブロックを設置することで、各ブロックごとに進捗や課題の共有等を進める。

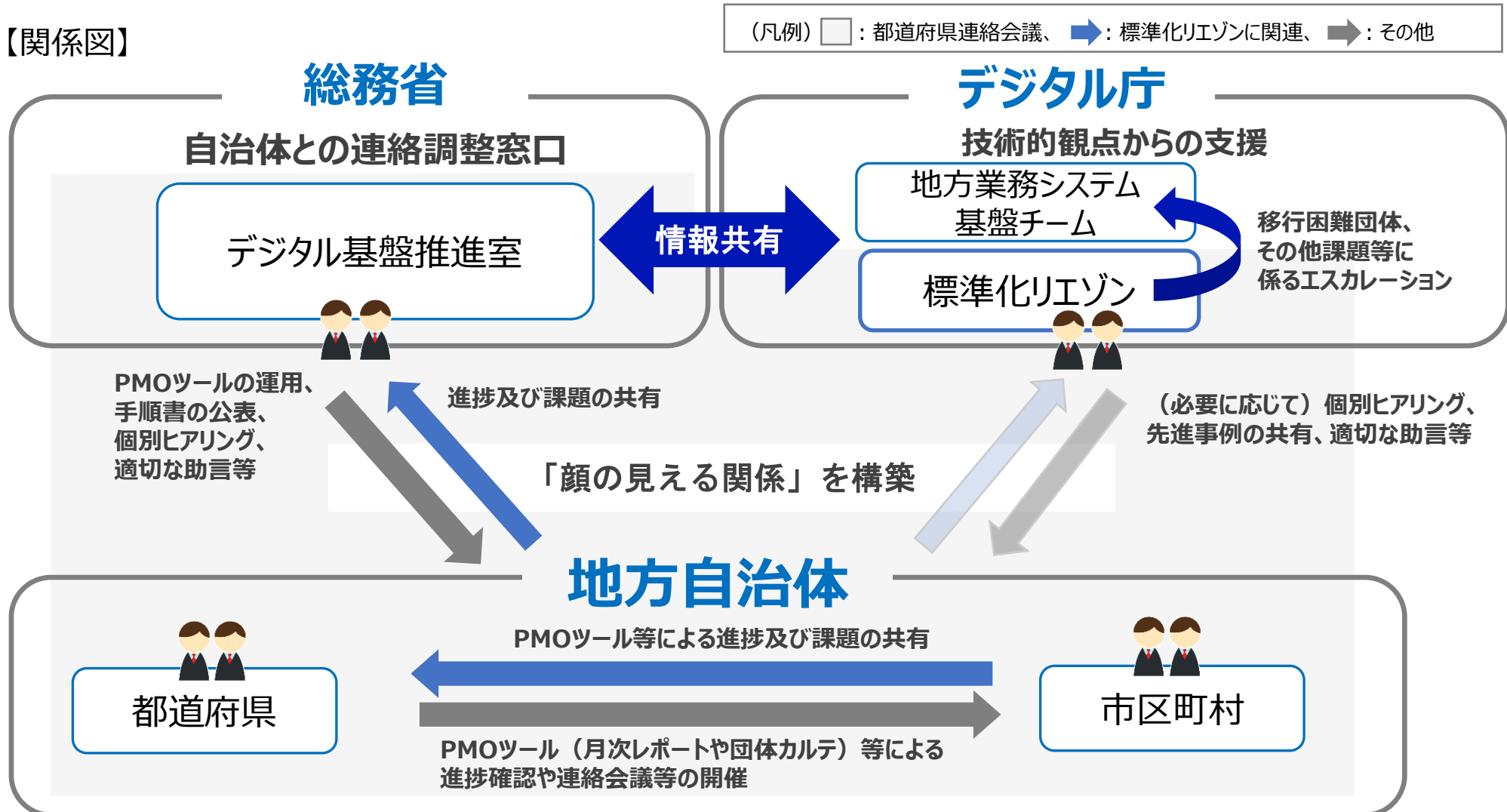
(例) ブロックと標準化リエゾンの関係



移行支援体制について

- 自治体との連絡調整窓口は、引き続き総務省が担当する。
- 標準化リエゾンとは、都道府県連絡会議等により、自治体と「顔の見える関係」を構築し、都道府県連絡会議等により得た情報に基づき、技術的観点からの移行困難支援についての橋渡しを担う。

【関係図】



(参考) 8つのブロック

北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信静越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ブロック分けは都道府県情報担当課長会議を参考としている。

各者の役割①

- 標準化リエゾンは、管内の自治体の進捗状況を確認し、地方業務Tへ連携する。
- 地方業務Tは、標準化リエゾン等からの情報に基づき、移行困難自治体等に対して技術的側面から支援を実施する。

【デジタル庁 標準化リエゾン】

- 都道府県の主催する連絡会議等への参加
- 担当管内の自治体の進捗状況の継続的な確認
- 進捗状況及び課題について地方業務Tへ連携

【デジタル庁 地方業務T（地方業務システム基盤チーム）】

- 標準化リエゾン等から連携された情報を活用し、課題等の把握や全体進捗の底上げを支援
- 各種課題や、ガバメントクラウド等に係る技術的な支援を継続的に実施
- 移行困難自治体、移行困難システム等の個別フォロー（自治体及びベンダへのヒアリングや助言等）を実施

各者の役割②

- 総務省は、PMOツールを運用するほか、自治体からの連絡窓口を担い、デジタル庁と連携する。
- 自治体は、令和7年度末までの移行完了のため、移行に関する進捗状況及び課題を国へ共有する。

【総務省】

- PMOツールの運用
- 補助金等による財政支援
- 人材派遣窓口等
- 自治体からの連絡窓口を担当
- デジタル庁と連携し、移行困難自治体等の個別フォロー（自治体へ助言等）を実施

【都道府県】

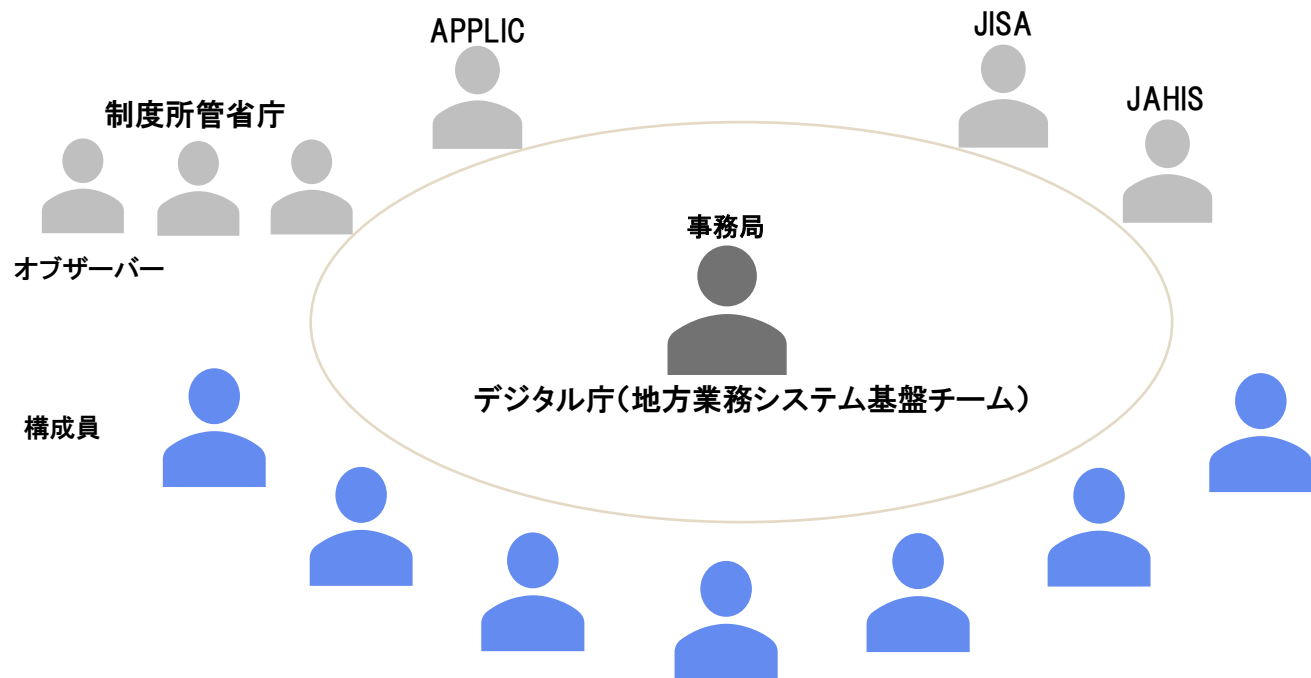
- 定期的な連絡会議の開催やPMOツール等を通じて、管内自治体の進捗管理や課題の把握を行い、総務省等に連携

【市区町村】

- 令和7年度末までの移行完了
- PMOツールについて、進捗状況を正確に入力

事業者協議会

主催者	デジタル庁
構成員	標準準拠システム又は標準化対象20業務に係る現行システムの開発又は販売・導入を行う事業者等（オブザーバー：制度所管省庁、APPLIC、JISA、JAHIS）
設置目的	標準準拠システムの開発状況や移行に係る課題を把握し、円滑かつ安全な標準準拠システムへの移行を実現するための対応を協議するために設置
活動期間	令和5年7月～令和8年3月予定



標準準拠システム又は標準化対象20業務に係る現行システムの開発又は販売・導入を行う事業者